



0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 8 | 6 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5

始



波木井公對日蓮上人の史的關係

遠野史叢 第七編

397-85

波木井公對日蓮上人の史的關係

目 次

一 明良遭遇	一〇
二 法運の擁護	二三
三 日興離山の經緯	二八
四 波木井公の終焉	三三
五 波木井公夫人	三九
六 梅平餘香	四八
七 祖徳の聿修	五〇
餘 志其一甲斐の駒	五五
其二 片角振	一一
其三 日信比丘	一一
波木井公木像寫眞	一一
日蓮上人畫像寫眞	一一
插入圖繪	一一

昭和三年十一月 今上御即位
御大典を壽き奉る意を寄せて此稿を公にす

記伊能先生 鄉土學會

像畫人上蓮日



藏所家爵男部南

像木公長實井木波



置安寺恩智町野遠

波木井公對日蓮上人の史的關係

故伊能嘉矩稿

一 明良遭遇

日蓮上人が専ら法華經の奥義に依りて一新宗門の開創を企て鎌倉の十字辻頭に立ちて大に妙法弘通の宣傳を獅子吼するや、當時遠野南部氏の元祖六郎實長公本名を彦三郎といひしが世人彦の字を略して三郎と稱せしは御父三郎光行公と同名となりし故六郎と改められしと傳はを領知し波木井の梅平に館せしに因り世之を波木井殿と稱せしが(1)、甲斐の波木井飯野御牧三郷南巨摩郡に屬すを領知し波木井の梅平に館せしに因り世之を波木井殿と稱せしが(1)、會々幕府の勤番として鎌倉に在り之を聽聞して深く歸依の心あり遂に其法門に入りて師弟の契を結べり、時に正嘉年間となす(2)、此間日蓮上人は幕府の忌諱に觸れて時に流謫の厄に遇ひ最終の赦免を蒙れる後文永十一年五月大正十三年を距る
正に六百五十年前法弟波木井公を頼りて嘉遜の地を甲斐に求む「高祖大士は數多の檀越我が方へ御入あれと皆口々に御勧めありけれども應へ給はず兼ての約束なればとて波木井六郎實長の方へ志し甲州身延山に赴き給ふ」日蓮大士眞實傳とは實に當時の消息にて波木井公と日蓮上人との意氣投合知るべきなり、波木井殿御書に所謂「國の恩を報ぜんがために國に留り三度は諫むべし用ずんば山林に身を

隠せと云本文ありと本より存知せりいかなる山中にも籠りて命の程は法華經を讀誦し奉らばやと思ふより外は佗事なし、時に五十三、同しき五月十二日かまくらを立ちて甲斐ノ國へ分け入る、路次のいぶせき峰に登れば日月をいたゞくが如し谷に入が如し、河たけくして船渡らず大石流れて箭をつくが如し、道は狭して繩の如し、草木しげりて路みえずかゝる所へ尋ね入る事淺からざる宿習也、かる道なれども釋迦佛は手をひき帝釋は馬となり梵王は身に立ちそひ 日月は眼に入りかはらせ給故にや同十七日甲斐國波木井の郷へ著ぬ」とは此際に於ける入山の光景とす、當時波木井の一郷は山狹の僻陬を以て啻に爾かく交通の不便なりしのみならず物資の需要に向ひても如何に窮乏を極めしかは「このところは山中なる上、南は波木井河、北は早河、東は富士河、西は深山なれば、長雨大雨時々日日につづく間、山さけて谷をうづみ、石ながれて道をせぐ、河たけくして舟わたらず、富人なくして五穀ともし、商人なくして人あつまることなし、七月などは、しほ一升をぜに百、しほ五合を麥一斗にかへ候しが、今はぜんたいしほなし、何を以てかかうべき、みそもたらぬ小兒のちをしのぶがごとし」〔弘安元年九月十九日上野殿御返事〕の情形を免かれず、若し夫れ物質上の満足を此處に欲求せんとするに在らば固より其期待に背くことを知るべくして、日蓮上人の素懐たゞ精神上の法縁をたどらんとするに在りしを察すべし、波木井公乃ち履を倒にして歓び迎ひ斯くて「波木井殿に對面有しかば大に悦び今生は實長が身に及ばん程は見つぎ奉るべし後生をば聖人助け給へと契りし事はたゞこととも覺えず、偏に慈父悲母の波木井殿の身に入りかは

り日蓮をば哀れみ給ふ歟」〔波木井殿御書〕との幽契淺からず、波木井郷内身延山の西谷に地をトしてさゝやかな草庵を構へて之を居き奉り(3)、尋て弘安四年九月一日より滿七日の間波木井公は日蓮上人を自邸に請じて祈禱を修するの事あり、乃ち此機を以て亦薙髮して日圓と號し終始該法門の擁護に貢献せられたり斯くて同年の末草庵を恢めて久遠寺を創建するや、其落慶の翌日日蓮上人手書して之を波木井公に報じ〔波木井公以て感謝の意を表せり所謂地引御書即ち是れにして全文左の如し 遠野南郷氏所蔵、元祿十二年久遠寺金倉に在り 言に於て御真蹟に對照せし原本に據る錄内流布の御遺文と小異あるもの(イ)の下に旁記して示す〕

坊は十間四面に、またひさしさしてつくりあけ、廿四日に大師かう、並延年、心のことく、つかまつりて、廿四日(戌亥)いぬゐの時、御所に集會して、三十餘人(イ)もつて、一日經かきまいらせ、並中酉の刻に、御供養くやう、すこしも事ゆへなし、坊は地ひきやまつくり候しに、山に、廿四日一日も、かた時も、雨ふる事なし、十一月ついたちのひ、せうはうつくり、むまやつくる、八日大坊のはしらたて九日十日葺ふき候了、しかるに七日大雨、八日九日十日はくもりて、しかもあたゝかなる事、春の終のことし、十一日より十四日までは大雨ふり、

大雪下りて、今にさとにくへず、山は一丈二丈ゆきこをりて、かたき事かねのことし、廿三日四日又そらはれて、さむからす、人のまいる事、洛中かまくらの町の、さるとりの時のことし、さためて子細あるべきか、次郎殿等の御きうたち、公達をやのかほせと申、我心にいれて、をはします事なれば、われ(イ)已と地をひき、はしらをたて、藤兵衛右馬とうひやうへ、むまの人道、三郎兵衛のせう等以下の人々、一人もそらくのきなし、坊は、かまくらにては、一千貫にても大事とこそ申候へ、たたし、一日經は、くやうしさして候、其故は御祈念の叶せ給て候ならは、くやうしほて候はん、なにと申て候とも、御祈念きねんかなわすは、言のみ有て、實なくはなさいて、このみながらむか、今も御覽らむせよ、此事叶すは、今度法華經にては、佛になるましきかと存候はん、叶て候(イ)はわは、二人よりあいまいらせ、供養果報しはてまいらせ候はん、神ならわすは禪宣ねきからと申、此事叶すは、法華經信てなにかせん、事々又々申すへく候(イ)恐あなかしこ

十一月廿五日

日蓮（花押）

南部六郎殿

八戸家傳記前編拾遺に、此御書面之内に次郎殿等の御きうたちと御座候は實長の嫡子彦次郎實繼二男彌三郎祐光之事を云給ふなるべし古は貴人の子息をきんたちと唱候故右兄弟を敬ひ給ふ御文體と相見得申候 とうひやうへとは三上藤兵衛長富事也 むまの入道とは福士右馬入道長忠事也 三郎兵衛のせうと橋三郎兵衛尉光朝事也右三人は實長老臣にて其子孫代々當家に仕官す と見え八戸家傳記實長身延山開基の條に 干時三上藤兵衛長富、福士右馬入道長忠、橋三郎兵衛光朝等奉行之、加之實長嗣子彦次郎實繼二男彌三郎等奉父命日檢視其經營焉 と記するもの之を指す(4)、八戸家傳記前編拾遺に又曰く「日蓮聖人より實長え被贈候御書の本紙は實長遺言に付久遠寺え納置申候依之當家には御書の寫斗り相傳す」蓋し日蓮上人の寂後弘安六年其高弟の手によりて高祖の遺書を蒐輯せらるゝの企てあり此際其第一の資料として波木井公より之を提供せられしものならんか、惜い哉先年久遠寺回祿の殃に罹り該書亦全く鳥有に歸せりといふ、本化別頭高祖傳享保五年
日省師編に 身延山追レ歲逐レ年遂爲叢林、清衆佳會草廬狹隘、檀越波木井氏別供ニ一堂、六丈四方莊嚴適麗、十一月二十四日天台智者大师忌伸ニ開堂式、燒香祝釐、是日也天氣快晴、遠近到臨來往絡繹、波木井氏一族營ニ一日經ニ奏ニ遐齡延年舞樂、以祝ニ萬歲、由レ是山中始

興レ發補レ不足乃積乃倉方ニ以啓レ行民歸爲レ市 五百年來鳳翔龍躍 宜哉爲天下一乘祖山也 といへる
は實に此千載一遇の情形を叙したるなり

弘安五年日蓮上人微恙あり乃ち法弟檀越の勧めに従ひて轉地加療を爲すこととし九月八日波木井公より贈られし栗毛の愛馬に乗して身延を出發す、時に波木井公の子息實繼祐光の二公達乃父に代りて扈隨の列に在り十八日武藏の池上郷に安着し池上左衛門太夫宗仲の館即ち今之本門寺に入らる翌十九日實繼祐光の二公達別を日蓮上人に告げ渡木井に還りしが上人の之に托して波木井公に寄せられし消息中左の一節あり

畏(み)申(し)候みちのほど べち事候はで いけがみまでつきて候 みちの間 山と申(し)かわと申(し)
そこばく大事にて候けるを、きうたちにす護せられまいらせ候て 難もなく これまでつきて候事
をそれ入(り)候ながら悦(ひ)存(し)候 さてはやがてかへりまゝり候はんずる道にて候へども 所等らう
のみにて候へば 不ぢやうなる事も候はんずらん、さりながらも 日本国にそこばくもてあつかうて
候みを身 九年まで御歸依え候ぬる御ざし 申(す)ばかりなく候へば いづくに死候とも はかをばみの
ぶさわにせさせ候べく候 (波木井殿御報)

其身後壽藏の地を身延に求めんとせし遺志は波木井殿御書に別に「縦(ひ)いづくにて死候とも九箇年の間心安く法華經を讀誦し奉候山なれば墓をば身延山に立(て)させ給へ未來際まで心は身延山に可レ住候」と見ゆると相照應す。既にして日蓮上人の容體漸く勝れず自ら其起たざるべきを覺り十月七日を以て書

を裁して最後の別を波木井公に告げ年來の護法を謝すること懃懃を極む、有名なる波木井殿御書即ち是れなり、越て十月十三日池上に於て終に示寂す、天壽六十壹歳遺命に依り荼毘に付し遺骨を身延山に送る 同じく廿五日波木井に著し波木井公乃ち實繼祐光の二公達と共に喪服して出て迎ひ身延に扈從し且専ら後事の督率に膺られたり

波木井公と日蓮上人とは寔に明良遭遇、水魚も啻ならざるの夤縁を得られなり、試みに復び上人の手に成りし波木井殿御書中の左の一節を引かしめよ

日蓮は、日本六十六箇國 島二つの内五尺に足(ら)ざる身を 一つ置(く)處なく候しを 波木井殿の御育みにて 九箇年の間 身延山にして 心安く法華經を誦讀し奉り候つる志をば いつの世にかは思(ひ)忘(れ)候べき

斯くて日蓮上人が尤も深厚なる敬意を波木井公に捧げ「しらずや、此人は 無邊行菩薩の再誕にてや御座すらむ」波木井殿と讚稱せられたると相表裏す、再言すれば日蓮宗門の置礎をして今日に固からしめしは波木井公の外護與かりて力あり 將た波木井公をして超絶なる人格を修養し延きて其子孫に佐命殉難の功を致さしめしは日蓮上人の啓沃に負ふもの多しとせんか、本化別頭高祖傳に「高祖、往_ニ園城寺_ニ詣_ニ新羅明神_ニ以告_ニ宿志_ニ於後高祖隱_ニ於身延_ニ受_ニ新羅源氏之護_ニ奇哉」_ニと評せしもの亦彼此宿縁の偶然ならざるものあるを了破したる歸結に幾し。

〔附記〕因に云天業民報に田中智學氏の筆に成りし「身延に登りて」と題す記行あり其寺寶景勝の一節に曰く、藏中數々の繪の中に、いつ時代のものか可なり古いもので筆者不明だが、頗る珍とすべき繪卷物の下繪らしいものがあつた。それは大上人身延御入山の次第をかいたものである。それがいかにも時代の寫實らしいのが特に貴いとおとおもふ。此繪様によると大上人の御入山旅行は板輿である。尤も途中難所では馬に召したものであらう。身延へ着かれた時に邑主波木井實長入道お出迎を申上げた。これも板輿である。此板輿がいかにも珍らしい。それから假りの法殿僧坊とおぼしき建物もある。何にしても古朴純真の態が全紙に漲つてまたなく珍らしいものと思つた。聞けば中ごろいづれからか納つたものだといふ。恐らく波木井家あたりの物で同家移散の節まぎれ失つて何人かの手に歸し。それがめぐりくして亦この山へ納まつたのであらうか」（大正九年十二月五日第七一號）而して此中に波木井公の如何に至誠を以て日蓮上人を歓迎せしかの一面を窺ふに足らん。

更に日蓮大士眞實傳に曰く、高祖此山に御入ありてより歸依檀越の布施を受くることを願はず法子に命じて、山麓を鋤て栗を蒔き菜を植ゑ専一耕作を旨とし榧の實を探り柴栗を拾ひ、四季折々の木の實を貯へ給ふ。波木井殿も其御心を察し人知れず麥稗大豆なにくれと密に香厨に入れ置て大士にしらせ奉らず。と眞情の流露果して斯の如きに何事かたぐひつべきぞ。

註(1) 波木井は普通ハキヰと唱ふるも原訓はハキリなり、日蓮上人の四條金吾殿御返事中に波木井殿とあるべきを假名にて「はき

りど」のと認めあるに微すべし、又聞老遺事に「波切井」と見ゆるもの其原訓に近き字形なるべし。但別に日蓮上人の兵衛志御返事中には「このはきゐは法にすきてかんじ候」、又西山殿御返事中には「甲斐國はきゐの山の中にをくられたり」といへる句あれば此項ハキヰの轉訛も慣用されきと覺ゆ。

(2) 日蓮大士眞實傳（安政七年小川泰堂編）に曰く、甲州瓦摩郡波木井に住居する南部六郎實長といふ人あり新羅義光六代の血統にして當國飯野御牧波木井三が郷の領主たり。性質篤實にして思慮明かに深く佛法を信ず初て大士に相見舊來の權宗を棄て本門の大戒を受け信力ことに勝れて一宗に輝き後年其領内の身延山を大士に寄附し奉り末法萬年妙法流布の基を開きたまひし大椿那にぞ在しけること波木井公が尋常の一介武辨の流にておはしまさりしこと知るべきなり。然れども波木井公が眞の悟誦に入られしは稍々後年に在るが如く文永十年八月三日の日付ある日蓮上人の波木井三郎殿御返事中に所謂「貴邊ハ之ヲ聞タマフコト一兩度一時二時歎然リト雖未ダ捨タマハズ御信心ノ由之ヲ聞ク偏ニ今生ノ事ニ非ジ（中略）此所ニ至リ何ナル術ヲ以テカ三惡道ヲ脱ルベキヤ能ク私案アルベキ歎法華經ノ心ハ當位即妙不改本位ト申シテ罪業ヲ捨テズシテ佛道ヲ成スル也天台ノ云ク陀經ハ但善ニ記シテ惡ニ記サズ今經ハ皆記ス等云云妙樂ノ云ク唯圓教ノ意ハ逆退是順アリ自餘ノ三教ハ逆順定マルガ故ニ等云云爾前分分ノ得道有無ノ事之ヲ記スベシト雖名日ヲ知ル人ニ之ヲ申ス也然リト雖大體之ヲ教ル弟子之アリ此輩等ヲ召シ粗々聞クベシ甚時之ヲ記シ申スベシ（原漢文）との消息は最初上人と公との遭遇が未だ近密ならざりしを語れるものと認むべし。是より先文永元年九月に成りし日蓮上人の南部六郎恒長御消息あり蓋し恒長は實長を誤寫せし後世の踏襲ならんか。

(3) 日蓮大士眞實傳に、六郎實長は地割をなし繪圖面をおこし相應なる一寺を建立せんと企て給ひけるを高祖は堅く辭退なし我が意に協ふすみかは斯くありたしと御望ありければ波木井殿も力なく、されば貴意に任せ奉らんと番匠二三人木を伐り茅をつかねていささかな御庵室をぞ營みける」と見ゆ。而して種々御振舞御書に「最後には此山にともる、此山の體たらくは、西は七面の山、東は天下のたけ、北は身延の山、南は鹿取の山、四ツの山高きこと天に付き、さがしきこと飛鳥もとびがたし、中に四ツの河あり所謂富士河、早河、大白河、身延河也、其中に一町ばかり、間の候に庵室を結びて候、晝は日をみず、夜は月を拜せず、冬は雪深く夏は草茂り、問ふ人希なれば、道をふみわくることかたし」と記するは其塙らざる光景とし、尚ほ庵室修復御

書に「去文永十一年六月十七日に、この山のなかに木をうちきりて、かりそめにあじちをつくりて候しが、やうやく四年がほど、はしらくち、かきかべ(牆壁)をち候へども、なをす事なくて、よる火をとぼされども、月のひかりにて理教をよみまいらせ、われと御經をまきまいらせ候はねども、風をのづからふきかへし(吹返)まいらせ候しが、今年は十二のはしら四方にかふべ(頃)をなげ(投)、四方のかへは一そ(所)にたうれぬ(倒)」といへるもの之に照應す、而して日蓮上人は該草庵の造營中甲地巡教の他は波木井郷なる實長公の別館に寓せられし山にて、或は、梅平より北約十五町許なる圓實寺といへるは公の別館造址に後年造立の山を傳ふ、或は此波木井の別館を以て實長公の本城に擬し梅平は公が入道後退隱せし處なりと傳ふる異説あるも全く事實に違へり。天明九年二月老中松平越前守の内意に依り幕府に差出せし本藩主南部重直公の土地由緒書中にも明らかに「實長六郎甫部三郎光行三男甲州波木井郷梅平館に居住」と記載するに徴すべし。其他西谷なる北之坊といへるは亦波木井公の開基にして是れ日蓮上人在庵の當時に特に自己の部屋坊にしつられし所ならんといはる。(岡教遠氏考説)

(4)當時播光朝は既に老體なりしかば波木井公の仰せに、山中は小脇差こそ然かるべけれ、とありて是行館の小脇差を賜はる、工事竣りて後光朝之を久遠寺の寶前に奉納せしが其孫民部行廣の時特の重代の家寶として子孫に傳へんと欲すと乞ひ返與の許を得て橋家に藏す、後康正年間田名部の征伐に際り海上に於て神祕の奇縁を顯はせし鷦鷯の名刀といへるは即ち是れなりとぞ。

二 法運の擁護

波木井公が夙に法運の擁護に終始一貫せられし中廣大なる寺領の寄進を行はれたる事の如きも、實に之によりて一には靈域の風致莊嚴を維持し一には殿堂修築の資源に供するため致されし貢献の顯著なるものなりき、初め日蓮上人の波木井郷に退藏せらるゝや、公乃ち告げて曰く、郷の西北に別境あり地幽

にして氣淨し以て跡を托すべきに足らんか、と上人大に悦び土名ミノブもと義夫或は義歩又身之部と書すに對し一身暢達の意を寓し佳字を擇みて身延と稱す。所謂「我此山は天笠の靈山にも勝れ日域の比叡山にも勝れた
り、されば吹風もゆるぐ草木も、流るゝ水の音までも此山には妙法の五字を唱へずと云ふことなし」
波木井とは實に上人が、身延に於ける憧憬の第一印象なりしが如し、若し夫れ全篇生動句々珠を成すの概ある身延山御書建治元年八月に至りては蓋し件の憧憬に對して錦上に花を添へたる濃厚の潤色なるべし
遠野南部家の口傳に據れば其際波木井公は自ら日蓮上人を導きて身延に到り手づから曳く所の杖を舉げ、見渡す山谷一圓の遠近を指畫し寄進の口約を固められしといふ。古來方十三里と唱へらるゝもの其體を稱せしなり

當時波木井公既に高齡にておはしきと覺ゆれば現に遠野南部氏の什物たる公が手澤の水牛角製水筒は這次の東道を初め、後身延訪音の際などに醫湯の用として携帶せられたるにやあるべき、文永十二年二月十六日付日蓮上人の新尼御前御返事の中に、身延の消息を叙し、「たまたま見るものは、やまかつたき木をひろうすがた、時々とふらう人は、昔なれし同法也」とある、昔ながらの朋友とは波木井公を描きて豈他あらんや。

既にして日蓮上人示寂し爾降鳥兎勿々時は永仁三年を迎ひぬ、波木井公乃ち二通の置文を遺さる、他なし星霜推移の久しき或は口以て憑み難からんことを顧慮せられし遠謀に出てたるべし。

置文の一は寄進寺領の經界にして其文に曰く

北は身延の嶽、東は寺平の峰、南は鷹取まで、峰のあらしをさかい、西は春氣をさかい也

永仁參年十二月十六日

日 圓（花押）

置文の二は歸依信仰に就きての訓誡にして其文に曰く
 身延澤界のふさわの御事は、さかいをたてて 爰いたいきしんの上は しさいしやうにみへたり、これひと
 へに 父母双親ともさうしんの けうやう ほうおんのため也 然に日圓かあと すゑくの中に もしふ
 しんけたいのともから みのふさわの御ため そらくを存せん ふはうふけうのやからは 一ふんも
 日ゑんあとをしるべからす けうやうの心さし たにことなるあいた みらいまて いましめおく
 ところなり

永仁參年十二月十六日

日 圓（花押）

八戸家傳記前編拾遺身延の境の事の條に曰く 右二章を久遠寺にては日圓公御自筆の置文と稱し西村宇
 夫方兩人共に拜見被仰付候節當寺の寶物數多有之中に 是は別て重き寶物之山上人御物語に候就中宇夫
 方え御咄に大代山相又山と申山の土地は松平甲斐守殿領内に候へ共其山の諸木は世々の將軍家より先規
 之通常寺にて所務可仕由之御判物被相出候故諸木は一本も他所より手入れは成不申事にて候、先年諸寺
 院之境内御改有之候節も身延山之儀は日圓公御寄附狀之趣申上候得は前々之通無相違當寺之支配に被仰

出候 奥之院之寺及大破候故再興之建立に企ち去々年三月より柾取共え山入申付諸材木段々爲伐運申候
 他事入用之諸材木檢分に柾取共山入仕候節は可用立材木は見得不申由相聞得候處段々伐出し候へばけ
 や木之中にも勝れたる上木之由に候 寺建立之諸材木他所より伐賦申事に候は、中々成就仕儀には無之
 候 皆以當寺境内之山中斗にて相濟申事は偏に日圓公御厚志之御寄附故と一入難有滿悅仕候由被仰候
 と遠野古事記に、右境の山々は何れも高山故町間は慥に相知れ申す事には無之候大概の見積り東西三里
 餘南北二里餘も可有之歟と申傳候由被申候七面山を參詣の路次は皆大山斗にて田畠は一向見得不申候
 久遠寺より十八町上の山中に奥ノ院と云大なる御堂あり零落に付御再營の諸材木とて夥敷被寄置候を見
 申候 七面山より下向の時久遠寺にて聖人様御直談に奥院御堂建立の諸材木は申すに及ばず 當山の諸
 堂寺院町屋等に至る迄修復再營の諸材木は申すに及ばず 當山の諸
 ひ候儀難有御事に候と被仰候を承り候、と載するは亦同事を指したるなり
 其他八戸家傳記前編拾遺に附載すらく身延小鑑に 實長より二代目彌六郎長義日教久遠寺を寄附狀之寫
 如左

身延山之御事は故入道殿境をたてて寄進之上は別之子細不可有子共等此旨を存努々緩怠不法之儀不可
 有末々迄所禁置也

正和元年正月十六日

日 圓（花押）

而して八戸家傳記前編拾遺に引ける波木井略系といへる異傳には、二代長義波木井彌六郎正和癸丑十二月廿四日歿す法名日教と見ゆ、又改撰諸家系譜^{二百六十}三冊内に載する波木井氏の下には、實長の次に亦同文を記し、たゞ正和癸丑を正和三年甲寅に作れる一年の差あるのみ。按するに波木井公二子あり長を彌次郎實繼公とし季を彌三郎祐光公とす。八戸家傳記に據るに、政長公時代元朝祝儀列坐之圖に、政長座席とある左側に於て新田之祖左馬助政持の次位に、實長二男之後裔左近實重と見ゆ。乃此連枝が波木井郷内を分知して別に家を成したるを知るべし。さて彌六郎長義法名日教といへるは恐らく彌三郎祐光公と異名同人なること疑ふべからざる如く彌三郎一に彌六郎と呼ばれたるにもあるべきか。又八戸家傳記前編拾遺に、按に三六の文字をやつして書候へば三とも六とも分明に不見得事あり彌六郎と申六の字のやつしを三の字と見誤彌六郎を彌三郎と當家の古説に申傳候も可有之候又實名を當家にては祐光と申傳ひ候へ共實名を改候儀は古今共に有之事に候間始は祐光と稱し後に長義と改め子孫代々波木井の家を相續被致候にて有べしと記するに合考するを要す。

斯くて此波木井家連枝の子孫は天正年間の頃まで一方の地頭として連綿たりしが、竟に亡命の身と爲りしものの如し、波木井略系に、十二代實春六郎天正五年丁丑正月十日驥州高國寺城夜討之時戰死嫡子は武田勝賴滅亡之後身延山中に蟄居其子孫今以身延に在り、とあり而かも遠野古事記に之を承けて此御嫡流の御子孫とて身延の町に波木井氏の浪人代々久遠寺より小御扶持米を被下身延山の繪圖と

身延小鏡と久遠寺より板行御免にて此商賣と傘燈等の張替を渡世にして幽かなる身上に候得共久遠寺の方丈え五節句並重立つ規式の總目見には此仁最初に被出候由といへるもの参照すべし。

降りて身延山第四十二世貫主に日辰師あり、師は尤も深く靈域の風致莊嚴を維持するに熱心し其寶曆十二年三月に成りし山中植込願之事と題する手書中に、熟々重ん見れば山は廣漠にして周匝十三里と云ひ来れり七面山ともには是に倍増なるべし開闢已來波木井殿の寄進に代々の將軍家より山林竹木寺中門前諸役御免の御除地殺生禁斷の淨刹なり、又御當代御朱印會式關所御免共には二通なり權現様のは御書判也右何れも任_二舊記_一如_二先例_一山中御免除之御朱印也四百八十年五百年に及び山林森々と繁り合松柏檜杉の大木諸堂伽藍を圍繞して園林雲を吐き高山日月を頂き誠に眞の靈山事の寂光と諸國參詣の者の目を驚し信心肝に銘するばかりなりといへる一節を述ぶ蓋し克く波木井公の遺志を體膺し以て其繼紹を確實にせし第一人者と稱すべし。

「久遠の風光」_{久遠寺}_{發行}に、波木井公は以爲く傳教大師の比叡山、弘法大師の高野山過時權迹の徒すら尚ほ最後形勝の地を占むること彼の如し、況や本化の大聖人を迎へ本門法華の大道場を奠定せんとするをや規模雄大最優の勝地ならざるべからず、幸に吾が領有する所の山林溪谷は縱令少しく邊鄙に在るも以て本化の大道場たるに足るべしと、乃ち斯く深き自信ありて方十三里を擧げ寄進せられたるならんと綜評せるは波木井公が法運擁護のために寺領寄進の舉に出でられし心事を尤も能く忖度し得たるに幾

し

身延山々林は明治維新の當初一旦上地となりしが大正三年に至り寺領復古の事あり 乃ち久遠寺の首唱に依り「日蓮宗總本山身延妙法華院久遠寺は高祖日蓮大士開闢の勝地九箇年御幽栖の靈窟にして寛に是れ法水流布の淵源宗門興隆の道場なり而して此勝地を擁し此靈窟を護れる往昔の所謂方十三里の山林は開基大檀越波木井公が擧げて高祖へ献じ奉るところのものにして爾來全國の縉紳は高祖の遺訓に遵じ尊崇愛護の念篤きを加へ信苗を植え寶樹を養ふこと數百年然るに明治維新の後上地を命ぜられて官有に歸し明治二十三年始めて委托林となり 後また御料林特賣規程に依りて拂下を了し茲に方めて古に復ることを得たり 乃ち之が記念として波木井公の銅像を新建し且銅標を設立して全國篤志者の姓名を鑄み以て其功德を萬代に照し其盛事を永劫に貽さんとす との趣旨に基き位置を身延山門内菩提梯直下の右側にトし 該銅像の建設を企て大正十年即ち日蓮上人降誕七百年の嘉辰に方り六月十七日を期して盛大なる除幕式を舉行せしが 像は波木井公壯時の衣冠束帶の坐型を寫し其容姿の端嚴なる人をして徐に鎌倉時代武士の風格を彷彿せしむるに足る 而して當時朗讀せられし表慶文中 蓋思ふに我宗祖は法華經の真乘に據り専ら勤王愛國の正義を唱へ給ふ實長公は已に宗祖の教化を稟け深く法華の信仰に浸潤するを以て彼の權教を奉ぜる幕府に事ふるを屑しとせず竟に致仕して波木井に隠れ益々宗祖に親炙し竊に勤王の性情を養へるもの如し 乃ち其子孫の忠烈自ら此父母の感化に淵

源し活潑激地として體現し來りたるなきを得んや 然らば則ち公の銅像は獨り宗祖奉仕の象徴のみならず亦以て勤王忠節の標識を語るものと做す 豈不可ながらんか今則ち除幕の式典を擧げ萬歳嵩呼の裏美委颯爽として現出す 恰も公は六百五十年の星霜を隔てて恍として茲に再誕し給へるに似たり慶祝何ぞ堪へん といへる語あるもの波木井公の英靈應に會心の笑を泉下に含むべきなり

因に曰く波木井殿御書に 日蓮は日本第一の法華經の行者也、日蓮が弟子檀那等の中に、日蓮より後に來(リ)給(ひ)候はゞ、梵天帝釋四大天王閻魔法皇の御前にも、日本第一の法華經の行者日蓮房が弟子檀那なりと名乗つて通(リ)給ふべし、此法華經は 三途河にては船となり 大白牛車と 大白牛車と なれど冥途にては燈となり 靈山へ參る橋也 靈山へましまして 艮の石の谷へころび 空の雨の大地へ落(つ)ると思食せ 大阿鼻地獄疑(ひ)あるべからず 其時日蓮を恨(み)させ給(ふ)な 返(す)返(す)も各の信心に依るべく候 との一節あり、而して作成の歲時不詳五月十六日の日付ある南部六郎殿御書一名國家の中にも 桟橋の林(に)入りぬれば たをらざるに其身に薰(す)誹謗者親近(すれば)所修善根悉滅俱墮ニ落地獄 故弘決ノ四云若人無レ惡親ニ近惡人レトロ後必成ニ惡人 惡名遍ニ天下云外寫本身延山錄の語見ゆ、其法運の擁護に對する感謝の至誠を忠告して之を善道するの應酬に發せられし眞情の流露誰か爲めに健美せざらんや

加之一面に波木井公が毅然として政教の差別を把持し敢て信仰のために政道の措置に私情を及ぼすを回避せられることは日蓮上人の夙に諒解を得られたる所なる如く、建治三年或は弘安元年に成りしと傳へらるゝ四條金吾殿御返事一名八風鈔に彼の所領に關する訴訟に因み、はきりとのの事は、法門は御信用あるやうに候へども、此訴訟は申(す)ままには御用(ひ)なかりしかば、いかんがと存じて候しほどにさりとてはと申(して)候しゆへにや候けん、すこししるし候か、との一節之を證白して餘りあるを覺ゆ

三 日興離山の經緯

弘安五年十月、日蓮上人の寂後茲に一百日の喪闋り波木井公は實に身延の開基大檀越を以てして同山清規の一策を議調し、乃ち上人の遺命を奉じ高弟日昭南之房不輕院日朗竹之房正法院日興林藏房常在院日向植澤房安立院日持津之房本應院の六老僧をして輪次更代先師の廟所を守らしむべきこととなす、然れども是れ素と一時の權宜にして結局永遠の貫主を立て、第二世の傳統を受けしめざるべからざりしは必然なる自明の理路なりき。試に六老僧中に就き其適當なる候補を物色すれば、日興及び日向の二師最も衆望の歸する所にてありしが如く、而かも此二人者の性格全く異り日興師は才氣を以て優り自ら進取の氣象に富み日向師は德行を以て著はれ自ら持重の態度を取り、斯くて兩々の氷炭相容れざる隱然として其間に勢力競争の傾向あるを免かれざりしに似たり、而かも此暗闘の勝敗は一に波木井公の左袒如何に依りて決せらるべき情形なりしが、竟に

第二世貫主の月桂冠は、日向師の上に推戴せしめらるべき意図を表明せらるるに及びたり、是に至り日興師は其自信期待の水泡に歸するに慊焉し、延きて波木井公に對する感情の抵牾となり之に加ふるに夙に日蓮上人に歸依して熱烈なる信徒の一人に列し隨て上人の垂顧隔段なりし關係ある駿河富士郡の上野時光南條七郎は會ま日興師後援の位置に立ちしが故に終に發して、波木井公日向師聯盟對上野氏日興師聯盟の軋轢を醸し、茲に敢へなく日興離山の波瀾を惹起するの動機を爲すに至りしは是非なかりき。果然日興師は師囑を奉じて本門戒壇の靈地をトスと揚言し、富士山麓なる駿州富士郡上野村の大石原に於て別に一寺を創建し、多寶富士大日蓮華王山大石寺と號し乃ち富士派の基を肇めたり。而して此史實の曲折經緯を叙述して尤も公平の批判を下すに幾かりしは日蓮大士眞實傳にして撰者小川泰堂が不偏の態度を以て多とするに足る曰く

日興上人、大士入滅の後其遺命に任せ五老僧と共に身延山に籠り常在院を建てここに喪を終り其後輪番に此山を守護なし給ひける、茲に大檀那波木井六郎實長ある時身延久遠寺に詣て大士の滅後わづかに七年、棲蟲食礎石苔に埋む。實長歎息して六老僧に談じ給ふやう、此山を輪番に守護すること高祖の遺命なればこれを改めがたしといへども法の爲山の爲甚だよろしき處にあらず、其故は當山に主職なし當番の主はここに居ること旅の舍に居るが如く疎するとにはあらねども、各我が寺の修復に心取られ本化柄神の靈場も年を追て衰ふる事のありもやせん、早く住持を定て万年の榮へを計るはいかに

とありければ各詞を揃へ 法は出家に依て久住し寺は檀那に因て榮ぶ、波木井殿は寺の永續を専一にする役なれば其の儀貴意に任すべし とありけるに日興聖人ひとり之を承諾たまはず 法子檀越の身として師の遺狀に背く法やある 寺の盛衰は在家の御身等が預る所にあらずと答ふ、波木井殿甚だ不興の色をあらはし一座の老僧皆然りとす貴師獨非禮の言を述給ふはいはれなし 今日より御身と交を絶んと ありければ日興聖人も法衣の袖を拂て立給ふ、それより時の當番日向聖人をもつて身延山の住職となしけるにぞ 日興聖人はいよ／＼波木井殿と中絶たれば富木比企池上も自然音信を通ぜず 大檀那四人かくの如きゆゑ日昭日朗日向日頂日持の五人もみな疎縁になりゆき日興聖人は唯一人背くまじくおぼせども自然と身延一山は敵の城廓のやうになりゆきけるにぞ十月の初めつかた歎澤に在して一通の書を認め下野坊日忍を使として 波木井殿につかはし和談の心ありけれども實長一言の返事に及ばれず ここに於て日興聖人も憤りを含み房州北野郡保山村に後を隠し門を杜て讀經なし給ふこと久し 今の中谷山妙本寺はその古跡なり 上野殿は法の因ふかかりければ後年日興聖人を迎へて大石寺を建立し 又北山に本門寺を建つ 正慶二年二月七日日興聖人示寂す 時に八十八歳なりけり 此傳によく心をこめて見るべし 日興聖人は勝劣一派を立んとて身延に背きたるにあらず 身延山と中不合になりゆきしゆゑのづから一派の流儀も發れり 誠に師檀の中間にいさゝか是非を諍てより平等一味の海に別派の波を起したる事悲むへし 願くは其末流を汲ん者我慢偏執の風を收め 相互

に平等大慧の本誓に根つかば眞如の法水從來諍ふ處なからん 若又彼と此とは黑白の相違ある別派なりと慕らば高祖大士かねて六老僧と稱して末賴母しく御覽ありしは御目違ひか 日興聖人五老僧とともに二十年來高祖の御側に在て法門を聞給ひしは虛耳か 塔中別付上行所傳の法理に何ぞ二三の別流あらん 廣く深く察して一を一と信じ不二摩訶衍の佛海に歸入し 現當の大願を滿足せん事佛門の肝心ならんかし

三翁昔語明和八年遠野家
士新田政箇主修 といへるは遠野南部氏に關する外史としての一權威なるが 亦波木井公の條下に於て尤も直截に其内包に觸れ餘に左の如くに記せり、蓋し古來南部家に傳へらるる秘記の孰れかに據りたるものならんといふ

弘安五年十月十三日日蓮聖人武州池上本門寺に於て卒す依之久遠寺後任は六老僧巡番に當番非番ありて勤行あるべき筈外總弟子中右に準じ番帳定るといへども 交代行々而倒可有之に付正應元年九月 日興聖人當番の砌大聖人七年忌法事修行のため六老僧其外總弟子集れる際 實長君より六老僧中え豫て身延山巡番を定るも遠國居住の衆次第々々巡番ととのはず向後如何あらむ 依て貫主を定めんとの事を仰せられ六老僧第四の日向上人を久遠寺に被居置となり 是により六老僧第三の日興上人は身延の靈寶を盜み取り駿河富士の上野南條七郎を頼み蟄居して實長君と義絶す

然るに後の附會する者此等離山の波瀾を以て、勢力競争の失敗に因める日興師が不平の勃發、換言すれ

ば單に私情の紙幅に過ぎざる小忤たるの失態を蔽はんと之を以て枉げて法門の爭議に牽合せんと企てる、主として波木井公の四個誇法といふを捏造して強ゐて日興師のために矯偽の辯護を試みんとするに至る、近年の發表に係れる有力なる同意見を引きて一例に舉げんに

日圓冀に釋迦牟尼佛の像を造立し伊豆の三島明神に參詣し、又領内福士の念佛塔に供養し、及び念佛の道場を建立せんと欲して盡く日興のために諫止せらる。日圓爲めに懷に快然たらざるものあり、而して日圓は六老僧の一人日向とは素と意氣投合せしを以て先師七回忌の法會を修するため登山せしを機とし其意見を問ひて盡く之を行へり、日興之を聞きて曰く、本門の本尊は妙法曼陀羅の外に之あるなく別に諸佛菩薩の書像木像の本尊を立てんこと先師の本志にあらず、觀心本尊抄本尊問答抄其他の典籍を閲すれば思ひ半ばに過ぐるものあらん、誇法の神社に參拜し及び寄附することは亦立正安國論の趣旨に叶へるものにあらず、若し夫の念佛の塔に供養し若くは念佛の道場を建立するに至りては意外の僻事なり、念佛無間とは我が法門の最大要義たり、先師が大小諸難を受けさせたまへるもの偏に此法門を守らせたまへる爲めならずや、其行ひを改めらるるに非ずんは誇法の罪も免かれたまはんこと叶ふまじと、日圓肯せず、日興以爲く身延の靈場も今は誇法の魔界と變じたり、先師在世の時にも入道の信念足らざるを懸念せられ、若し地頭不法ならん時は我が魂此山に住まじ、と宣はせしこと今尙耳底に在り斯くまで誇法に穢れしとせば聖人の英靈もここに住ませたまふまじ、我れまた誰が爲

めにか此山を守るべきぞ、と斷然として離山に決す。熊田葦城撰日蓮上人傳節略

と其是是非非の評は爰に言ふべき限りに非す、但比較的自由信仰の態度を持せし波木井公に對し嚴密なる法門の主義より批判するときは素より多少の陥缺あらんも、叙上の貶斷果して波木井公の本意と悖ることなきや否やは須く再考の餘地あるべし、試みに想へ日興師が誇法の一に算へたりと稱する伊豆の名神三島大明神の祭儀に際し、神馬を献じ戸帳を納むることの如き南部宗家古來の常例に屬し實長公亦家例を尊重するの至誠に本づき之を承繼せられたりしに外ならざるに拘はらず、其斯の如きに至るもの忌憚なく評すれば反対せんがために故意に反対するの態度と見るべきに幾からずや、日向師の如きは、神馬を神に獻ぐることは法華經の法味を以てせば神も天より社に還らるゝとの見地を以て是認せり現に正應二年六月五日波木井公より日興師に贈れる。

日圓は故聖人の御弟子に候申さば老僧達も同じ同胞にてこそ候へ然るに無道にも師の御墓を捨て進らせ谷なき日圓を御不審候はんこと佛意に相叶ひ候べきか得度の前後こそは候へ御經に功を入れ参らせ候て師の御憐みを蒙り候こと恐らくは劣り參らせず候

との最後の示絶の手書に徵すれば、波木井公の心事青天白日一點の私翳を難へず、所謂俯仰天地に耻ぢざるの眞面目を知るべからずとせんや

四 波木井公の終焉

永仁五年九月二十五日波木井公卒去 乃ち梅平城此の麓に葬る 後に身延山第五世貫主日臺師一寺を梅平城址に創し鏡圓坊と稱し波木井公の菩提を追弔するためには 現に寺内に公の遺骨及木像を安置し且波木井公手澤の遺物を存藏す 因みに云日臺師が左の神秘なる夢想の靈感に關する手記ありしを傳へらるる如きも蓋し鏡圓坊の建立に際し之を身延の本山に結びつくべき自然の因縁偶然ならざるを示すものと見らるる理由なきに非ず

貞和二年戊九月二十日夜夢想事

某或る時梅平より身延の嶽を見れば頂上は如塔九輪其下一段さげて地を引て殊勝也、杉の木かけはた
村々に村立て、誠に神さひて面白し、上を見れば堂の如くなる物ほのかに見ゆ、當山繁昌せは彼こも
人の住むと成るべき歟と覺て貴としく

八戸家傳記を按するに「實長以天年卒」とありて其享壽を載せず 而して他に壽齡の傳承に就きては古來二説を存するものの如く詳に三昔翁語に見ゆ曰く

御壽は八十四歳と申古説御座候其元にも右之通御聞傳御座候哉承度と久遠寺え宇夫方平太夫被遣候頃
享保年間被仰越候處 此方には申傳無之由御挨拶なり但祖父喜政撰者新田政舊の祖父の咄に先年六日町の町人身延山
參詣を心懸伊勢參宮の叙に登山の時波木井の老農語り候は 久遠寺開基旦那波木井六郎と申せし人は
百三歳にて御遠行と申傳候由 外色々聞來り物語候趣承覺候何れか實傳ならん 後可正

斯の如く二説共に傳に係り文献の確徵すべきなし 然れども前言往行存して忘れざるは古老の長所とし
口々受授は蓋し記紀の根本史料たりしを知らば傳聞必ずしもむげに棄つべきに非ずして試に叙上の壽齡
に基づきて卒去の年より誕生に溯るに 八十四歳説に從へば建保二年とし百三歳説に從へば建久六年と
し此間正に十九年の前後の差あり 按するに波木井公は南部光行公の第三子にして宗家を繼承せられし
兄君實光公は建長六年壽七十四歳の逝去なれば養和元年の誕生とし 厲仁元年賴經將軍の上洛に供奉を
勤められしは宛も五十八歳の時なり 此時波木井公も亦隨兵騎馬の列に選まれて扈從せられたりしを以
て推すに須らく血氣壯旺の年齒に在るべきを妥當とす 而して之を建久六年の誕生とすれば當年四十歳
建保二年の誕生とすれば當年二十五歳なるを以て後者の壯齡に擬すべきこと固より然かるべきを疑はず 隨て八十四歳説を是認すべきに幾し

波木井公は其壯齡の時に方りては尤も鎌倉武士を代表したりし霸氣勃々の人にておはしゝ如し、久遠寺發行の久遠の風光に舊記を引きて波木井公の一逸事を載せて曰く 鎌倉にてさしてと云ふ者と波木井公と争ひがあつて そのさしてが疵を受けた時誰か知らぬが狂歌を詠んだ のこぎりのはぎりと人の知らずしてさしててつらをきられるかな 本化魂を有つところの御姿が彷彿として偲ばれる と
蓋し はぎり は波木井の原訓なれば之を詠みかけたるなり 而して波木井公が此霸氣は日蓮上人と
意氣投合せる所以の一なるべし

さて又其日蓮上人に歸依せられし正嘉はたゞ二年にて終りたれば之を妥當に近き八十四歳說より推すに正に四十四五歳の時とし信仰の眞悟誦に入るべき不惑知命の過渡期に適へり、別に一說あり日蓮大士眞實傳に曰く 弘安四年九月二日波木井六郎今年六十の賀を祝ふとて大士を其邸に請待し奉り一門舉て賑ひ喜び云々と 而して此說に従ふときは貞應元年の誕生にして享年七十六歳たらざるべからずして御父光行公薨去の建保三年十一月廿一日を後ること約七年に當り事實に於て矛盾を免かれず 盖し是れ波木井公生誕の甲子を以て日蓮上人と同時に擬せんとする後世の作意に出づるに外ならざるべく 殊に此際日蓮上人の波木井邸に請ぜられしは全く可順の賀筵に臨まるゝために非ざりしこと既に上文に記するが如し 故今之を探らず

最後に遠野南部氏の關係記錄に顯はれたる波木井公の墳墓に就きて其一二を抄錄して本項の局を結ぶべし

八戸家傳記前編拾遺 享保四年亥八月身延山久遠寺え爲使者家士西村吉左衛門登山之時梅平之舊跡
一見之覺書左之通

八月廿九日身延山本房より發足波木井郷え案内之出家衆同道にて參候久遠寺より十七八町も可有之様に存候波木井郷之内梅平と申所實長様御屋敷之御舊跡に御座候山城と相見得山續に御座候東西は六十間程南北は七十間程之廣さに御座候此御屋敷之内往古之御竈石と申て少之石御座候案内之出家え此處

は久遠寺より方角は何れに當り候哉と相尋候へば東西の間に當り西え少寄候由被申候 右之御舊跡は畑にて御座候其手作主宗圓と申剃髮之隱居罷出候間波木井郷之高は何程有之候哉と尋候へば二百石餘御座候由語申候 此御舊跡より十間斗隔候て山之内に貳三間四方之平地に實長様之御石塔御座候是も梅平之内に御座候石塔之銘左の如し

妙法 波木井日圓尊儀

九月廿五日逝
永仁第五丁酉年

此御石塔は臺より笠迄高さ大概六尺程に見得申候年號月日は兩脇之外面に切付け申候御石塔の前に石燈籠二つ御座候内一つは貞享二乙丑天と斗銘御座候一つは享保四己亥天依破損自村中立 と有 右之通相見得申候 其後享保七年寅五月久遠寺え爲使者家士宇夫方平太夫政春後惣右衛門廣隆と改む身延え登山之時同十二日朝寅の上刻山本房發足仕身延町惣門より南に當る大代川と申川を越梅平の御舊跡え七つ末に參着未明之時刻に御座候故御石塔も挑燈にて拜見仕候處に吉左衛門覺書に相違なく見得申候 右之次第故御舊跡は慥に拜見不仕候

三翁昔語 永仁五年九月廿五日實長君御卒去法名日圓尊儀其後御子孫禪宗御用被成候節輝山源公と御改被成候由 亦日圓と申は御剃髮の法名にて御歿後は御先祖代々の宗旨寺にて御碑石は輝山源光と附上るともいへども是相違なるべし其故は日圓公の御石碑に日圓尊儀と有 且實長君法華宗を御用被

成候得ば此説相違なる事明けし
其他身延山の西谷にも分靈の石碑あり面に當山大檀那南部六郎實長入道日圓尊儀永仁五丁酉九月二十五日と題せり

五 波木井公夫人

波木井公夫人に就きては八戸家系及び家傳記に之を載せず三翁昔語に

一御内室は上野左野娘といへども未正

一御内室御卒去年月御法名共に不相知 但後年に至り福聚山大慈寺十八世義堂爲三日拜^一附上候御碑號は寂照慈光大禪定尼

寛政年間に成りし八戸家傳記選用集は記述簡単なれども其事實の擇には尤も意を用ひしものなるが亦略々同一の記載見ゆれば未だ正確ならざるを附記せらるれども全然根據なきの虛構に非ざること知るべし然らば其夫人の生家に擬せらる上野氏なる者果して何人ぞ 按するに甲斐の東山梨郡勝沼村柏尾山に在る古刹大善寺^{真言宗}傳藏の古文書に 甲斐國小岡郷内上野小七郎跡 任陸奥守殿^{斯波足利家長}奉進狀寺家知行 更不可有相違候 仍執達如件 历應二年四月十九日 散位 と見ゆるものあり 其他現に甲州には上野と書する地名多く南巨摩郡に上野あり 後世大井殿屋形を稱せし豪族此地に城し且中野の日

蓮宗の大利妙了之に接壤す 西八代郡に上野^{ウノ}あり 式内古社表門神社即ち市川明神の鎮座する所とし都留郡に上野原^{ウノハラ}あり 或は傳ふらく弘長元年五月日蓮上人が伊豆の伊東に謫せらるゝに際り彼の粗岩なる危厄を救ひまゐらせし漁夫船守彌三郎は其實元と上野原の地頭なりしに偶々人の讒に遭ひ鎌倉殿の不興を蒙り伊豆の川奈^{伊東の東南一里許}に流されたりし者故に姓を上原と稱せしは上野原の野を略せしなりきと事の奇遇 稗史構巧の迹蔽ふべからざるものありとするも其身を殺して仁を爲さんとする殉教的氣節の横溢或は時の韜晦者の片影を存するなきに非じとせず 兎に角古く此等の地方に據りし土豪の上野氏を稱したる人ありて波木井公と姻親を結びたりけんとも想察せらる 更に八戸家系傳記に據れば彦次郎實繼公の條に 傳曰實繼之母或夜之夢に鎮守八幡より梅花一枝を賜と見て其月懷胎して實繼出生故幼名を梅平と號すと云 と見ゆ 其鎮守八幡といへるは 實長居城爲鎮守 隣國鎌倉の八幡宮を勧請す 後世に至て身延山之境内遷宮申由前編^{八戸家傳記}といへる由緒ある神祠を指せしものにして波木井公夫人の夙に神佛に對する信仰篤くおはし隨つて斯かる夢瑞をも蒙りたまひし事知るべくして亦夫君と俱に日蓮上人に歸依せられたるは

うつなく日蓮上人の所謂やのはしる事は 弓のちからくものゆく事は りうのちから をとのし
わざは女のちからなり いまときどこのこれへ御わたりある事 尼ごぜんの御力なり けぶりをみれば火を見る あめをみればうをみる をとこをみれば女をみる 今ときどんにけざんつかまつれば

尼ごぜんをみたてまつるとをほう富木尼御前

との一節は亦波木井公夫人のためにも移して之を謂ふを得んとす。其子實繼祐光二公達が幼にして、日蓮上人の尊敬おろそかならざりし行跡のほのみゆるもさてこそ此信念深き父公並に母堂の優越なる感化に因りたるなれ。又波木井長義法名日教といへるは、實長公の次子彌三郎祐光公と異名同人なるべきこと前文既に考證せし如くなるが、波木井公の信仰と子孫の勤王圖教遺著の記載に據れば

建治三年の頃中老日高師は常陸國東茨城郡上中妻村なる加倉井⁽¹⁾に來り本門寺を開教せられしが、實長公の三男彌三郎實氏は永仁五年父實長公逝去後正安元年中母妙徳尼を奉じ此地に移住し、幾もなく母堂を亡はれしに因り悲慕のため隱井山妙徳寺を開基し日高師を開山に仰げり。現に其墳墓を存す、妙徳尼逝去の年は不明なるも月日は五月廿五日なること妙徳寺の古き過去帳に見ゆ、既にして實氏正中二年三月二十三日逝去法諡を道徳居士といふ。其末裔今も波木井氏を稱す大意を節す

といふに在り、日蓮宗大觀にも略々同一事實を傳ふ、謂ふ所の妙徳尼とは即ち實長公夫人上野氏が歸宗剃髪の法號なるべく將た實長公の三男彌三郎實氏とあるは、正しく次子としての彌三郎祐光公即ち長義法名日教と同一なるべくして⁽²⁾、而かも尙ほ本書に其子長義日教と載するは恐らく一人を以て父子に分ち傳へしものなるべし、況や實氏といへるは祐光公即ち長義日教の孫の名波木井略系譜改撰諸家系譜及なれば彼此の紛錯あるを免かれざるに似たるをや、抑も祐光公が母堂を奉じて遙く常陸に下られし縁由に關しては審

に之を知るに由なきも、本書の著者が日高師後年下總の中山法華寺に移駐せらることとなりたれば該領地の監督を寄託せしにもあらんとの想察を下せしもの蓋し傾聽に値する一案とし、畢竟史實の確微未だ徹底を得ざるものあるを免かれざるも、要するに波木井公夫人及び祐光公が亦同宗門の歸依篤かりし一面を旁證するに足るべき参考史料と認むるに足る

〔附記〕

陸前國伊具郡北郷村大字神次郎に日蓮宗に屬する法光山妙立寺といふあり、仙臺封内風土記に曰く
伊具郡神次郎村法光山妙立寺波木井實長開山 と而して三翁昔語には左の如く記す

祖父喜政集書之内に左の通

一仙臺領角田郡角田町を以神次郎村妙立寺は開山日圓上人同カキ取次田勘作所に落付候山實は實長の女妙圓日義比丘尼の開基
か 右は甲州身延山の出家佐佐心性寺看主物語に候 宇夫方寂怡居士に懸御日度候

右之通祖父直筆にて有之候得共其故を聞不覺故字夫方寂怡え承合候所に不被聞傳事のよし被申候間禱田與珍え問尋する所に、此書は大慈寺十八世義堂和尚の開書にて候先達て我も御祖父列坐にて見候得共誰あつて其故を知るもの無之候、其後下郷え用事有之召仕奥寺與兵衛遣候處仙臺御領の老農遠野町え商買用にて參候歸に行逢追つれの物語に、彼の老此方様御座被成候御屋舗所私方に在之夫のみならず御信仰の御守も御座候山嘴候を聞來語候間其所何と申候哉と尋候得は心付不申不承其上右年寄宿本寺號等も失念のよし申候間殘念に存候其後何かと聞立候得ども今に聞當り無之候何れ此兩説を以察候に實長君東國御下向之儀承傳す候得は實長君御代の御開基には有間敷四代師行君從國司顯家轉宮城郡え御下向國代御勤之時分定て宮城郡方に被相訪候御假屋等可有之御勤中年久しき事に候得は御先魂爲御祭法花宗實長君御代より御用ひの事故久遠寺御弟子の内御招小庵

にても御しつらい被差置候なるへし 然は御先祖様方の御牌名久遠寺より御移し可有之其御開基始末の傳書なく日圓並日義の御牌名にても無三傳失一有之爰を以實長御父子の中の御開基と申たるものかと被存候 其方なとは年若の事に候間此書付無紛失取置末永く詮義候様被申候故爰に記す

按するに日蓮大士眞實傳文永十一年の條に、時に波木井殿ひとりの尼を伴ひ來りこは我が養女にて駿州江尻七村の邑主村岡民部に嫁したるが今は夫婦に別れて剃髪せりとて受戒を願ふ、妙圓日義と法名を賜ふ、と見ゆれば所謂實長の女妙圓日義比丘とは此人を指すこと疑ひなし、而して其妙立寺開基に就きての経過は 日蓮宗大觀大正七年八月刊行に、領主中森安藝守同寺に近く中森の城址今もありの息女相州村岡殿に嫁せしが村岡殿逝去の後、波木井實長公の後室と爲る既にして公亦逝く因りて尼となり妙圓院日義と號し 父の舊領忘れ難く當地に歸りて一寺を建立し夫君波木井日圓上人を開山と爲す 時に正安元年三月二十八日なり大意を節すと記するに合考すべきか 但もと波木井公夫人に關して明據を缺くと雖も其再次の夫人を迎ひられたりとは殆ど信け難く加之妙圓日義とは正さしく養女の法名にかゝるを以て是れ全く養女を後室と混錯せしこと疑ひなし(3)、乃ち試みに彼此綜合して推定を下 das ときは 波木井公が 奥州の中森安藝守の女を養ひ駿州の村岡民部に嫁せしめしが民部逝去の後復家して剃髪し 日蓮上人に歸依して法名を妙圓日義尼と授かり斯くて桑梓の景慕禁ぜず 奥州に下り地を中森城址の附近にトして一寺を草創し義父日圓上人を以て勧請開山に擬せしならんとする事尤も妥當の結論なるべき如し 其

村岡氏を相州の人となすが如きは古く相模に村岡郷を存するよりのおしあてに過ぎずして 地理上甲駿比隣の關係に觀て駿州江尻の領主と爲すこと信すべしとす(4)。

註 (1) 此地古の隱井郷にして夙に鐵泉の湧出を以て知られ彼の日蓮上人が池上を經て常陸の湯に赴かんとせられたりし遺跡にかゝり日高師の父太田秉明の飛領地に屬す

(2) 波木井略系に長義正和二年十二月二十四日歿す とありて本文と異なるも正中と正和と近き年號なれば相混じたる如く三月二十三日と十二月二十四日の差も寫し過ち易き字形なり

(3) 伊豆玉澤の妙法華寺世代にして後鎌倉の境妙庵に隠居せられし日通師の著 門葉縁起に 妙圓波木井實長の妻なり後奥州に下りて終ると見へたりと載すといふ岡教遠氏 是れ亦同一誤傳の踏襲に外ならず

(4) 因みに云 伊達尚宗侯の長享三年賜海善坊課役免許判書に 伊具莊地次郎境内 法華海善坊 在所地役以下之公事 相除之於未代 不可有子細云々 と見ゆ 海善坊とは妙立寺住持なりと 伊達世次考に記すれば同寺が仙臺藩領の名刹として後世までも重要な位置を占めつゝありしこと知るべし

六 梅 平 餘 香

余大正七年一月房總地方歴遊の途次上總國長生郡元と別郡茂原町に在る日蓮宗の名刹藻原寺別項甲斐の駒參照を訪ひ傳藏の金綱集裏書を展觀す、金綱集は日蓮上人の在身延九年間に於ける說法の要旨を親炙の高弟が筆錄したものにして、多くは日向師の手に成れりと傳へられ全部十卷ありしが原本散佚して現に藻原寺には六七卷の一軸を存せり 所謂裏書とは其装潢の際便に隨ひ當年の書東及び封皮の類を裏打に使用した

りし紙片偶々南北朝時代の唯一史料たるを確認せられたるものにして實に遠野南部氏關係の文書を残せり、惜むべし此有力なる史料としての書東が其裏打の料に使用せらるる際全く下端を截断し去られて二字の缺失を生じたる箇所あることなり、然れども斯の如きの缺失は幸にして極めて少數の部分に止まるが故に大体の推讀を爲すに於て其意義の了解に支障あることなし。而して紙上の裏書は南北朝時代に於ける南部文書として國史の補遺に値すべき無二の貴重史料とするに足るものあり。

日靜師といへるは三位阿闍梨 又妙龍院と號す 上杉頼重の子母は足利氏、尊氏直義の叔父に當り永仁六年駿州の加島に生る 年少にして同國池田の本覺寺日位師に隨て得度し尋て鎌倉に出て松葉ヶ谷なる日蓮上人開創の法華堂に於て九老の一人摩訶一阿闍梨日印に師事し、文保の頃日印師の諸宗僧侶と鎌倉殿中に問答して之に克つとき日靜乃ち鎌倉殿中問答記を筆録す 嘉曆三年其四世の法統を承けしが貞和元年、即ち南朝の興國六年三月京都に移り法華堂を六條に更興し本國寺と稱す、足利氏俗縁の故を以て特に獎重する所あり、京都日蓮宗興隆の眉祖に推され應安二年即ち正平二十四年壽七十二歳を以て示寂す、而して金綱集裏書の一に此高僧の署名にて京都に得たる消息を身延の本山に報道したりと覺しき十二月十六日付の書東の斷片あり(1) 其文中の一節に

二品親王御遠流定披露候歎御供奉

被召籠候處日記先度令進候間備

御覽御懸候らん此人々今月十三日於ニ六條

河原被切候言語道斷之事令見物

候カ

凡哀者何れも大方の事に候中に南部

彦カ

次郎殿最初に被切候こそ都目もあて

られすなにしにいてこと觀たりうき作法

見聞仕候哉と覺ぬて候けれ

九日より京中以外騒動候阿

タカ

河に朝敵充滿し山崎よりせめ入候間宇

津宮赤松入道賜打手早速追返候了仍

仁定寺に構城擣引籠候を宇都宮つ

イカ

て責取即昨日十五打落頃共數令持參候是

大塔殿御所爲と申候其外京中處々にて

日々被召取人數難及言語候禪僧二人

押寄く在候處に御共の雜談息延さこそ

被思出候は御上々徒然もまさり心もうかれ候

はんと被^レ案候如斯拵御細狀候條尾籠無中□

計カ

三六

自然の至に候可^レ有^ニ御覽^一候

此文の記載よりして夫の北條高時の亂に元弘元年尊良親王^{二品}親王^{一品}賊手に執はれて土佐に遷され尋て護良親王^{大塔宮}兵を吉野に擧げて起ち近畿の義兵風靡して興起し^{補公の赤坂城に策應せしも亦此時とす}宇都宮赤松の族打手を賜はり進みて京都の咽喉を扼せんとせし経過⁽²⁾を考證し得らるゝ確實なる根本史料に資すべく該書東の成りしは元弘元年十二月十六日在ること疑を容れざる所なるが更に此間に南部□次郎^{名の頭一}といへる一驍將あり亦夙に心を宮方に屬して尊良親王の供奉に列りしに同十二月十三日敵のために京都の六條磧に於て斬首せられし事をも知らる按するに爰に謂ふ所の南部□次郎とは實に波木井公の長子彦次郎實繼公を以て之に擬すべき理由あり、乃ち本文の□次郎は彦の一宇を缺けるなるべくして正さしく彦次郎なるを信ぜんとす

由來遠野南部氏の家乘に於て彦次郎實繼公の事蹟に關しては尤も闕略し、既に波木井夫人の條下に記したる八戸家系傳記の一節較々其詳細なるものに屬するのみ、而して三翁昔語には少しく之が不備を補ひ「實繼君御卒去年月不知 御牌名は奇巖嶮英と見ゆ」と記せり、尙別に但書として「祖父喜政留書に年號はなく子の六月三日と有云云」と載するも是れ固より動かすべからざる根據ありしに非ざる如し、要するに彦次郎實繼公の生死年月を初め其經歴は從前の文書上に殆ど不明に係れり、然るに弘安四年身

延山久遠寺改建の際彦次郎實繼公兄弟其經營にたづさはり日蓮上人の手に成されし地引の御書中には之を指して御きうたちと目しあり 抑々此公達といへる名詞が専ら清華の男兒の敬稱に慣用せらるゝ例より察すれば妙齡十五六歳前後の頃と見るを適當となすべくして而かも翌五年九月八日日蓮上人の病を養はがんがため武州池上に發足せらるゝ時彦次郎實繼及び彌三郎祐光の兄弟二公が乃父に代りて長者の爲めに執鞭の勞に服せし如き其血氣旺壯の年齒を勞精せしむるに足るを以て亦正に相符へり 此想定よりして金剛集裏書に現はれたる元弘二年まで及ぶには高齢六十餘歳の時に當ると見るべし 耳順の老軀を挺てて君國のために匪躬の臣節を致しし精忠顧みて茲に至れば誰か感激に咽ばざらんや 而して彦次郎實繼公をして此玉碎の實を濟さしめしは御父母の薰陶寔に其の素を就せしを疑はざるものあり 日蓮上人に對する尊敬のおりそかならざりし行跡より推して上人が活ける宗教的德行の感化尤も多きに居りしを認めずんばあらず

日蓮上人研究の權威として故高山樗牛氏嘗て上人が身延に在り奥山思親閣の登攀を躬行せられし篤孝に就きて贅評し 九個年が間五十餘町の嶮山を一日もかかさず一日に一度は必ず攀ぢ登りて遙に上人の故郷なる房州を煙波の間に望み 經を捧げて父母の恩を拜謝せし如きは古今東西の如何なる孝子傳中に之と比較し得べき美談あるか といへりき、此聲ばしき上人の大徳は宛も彼の「あまのり一ふくろ送給畢 中略 古郷の事はるかに思ひわすれて候つるに、今此のあまのりを見候て、よしなき心をもひいててうく

つらし、かたうみ、いちかは、こみなとの磯のほとりにて、昔見あまのりなり、色形あちわひもかはらす。など我父母かはらせ給けんと、かたちがへなるうらめしさ、なみだをさへがたし」新尼御前 御返事との消息にほのみゆる古の孝子書を読みて、樹静かならんと欲して風止ます。子養はんと欲して親在さず。との句に至り流涕禁ぜず巻帙之がために漏へりとの故事を聯想せらるゝ一美談と相表裏して、日蓮上人が至孝の切情紙外に溢る。蓋し此偉大なる同上人の活教訓は上人の所謂「忠も亦孝の門より出てたり」開日抄との至言を裏書し忠臣を求むる孝子の門に於てするの暗示を彦次郎實繼公に及ぼし、乃ち公によりて斯くこそ孝を移して忠と爲し不惜身命の悟諦を以て奪ふべからざるの大節を發揮せられたりしなれ。斯かる曲折ある因縁より公の殉難に方り同情の哀悼禁ぜざりし同宗高僧の手に故らに其悲劇を身延に音信されしものならん。况や當時身延五世の貫主日臺師は波木井長氏日長の子祐光公即ち義日教の子にして實に實長公の孫に當るとも傳へらるゝに就てをや畢竟するに爾後南北朝五十七年間の久しきに亘り主ら義に仗り力を王事に竭し、天戴の綸旨刀鎧今日尙ほ藏めて家に傳へ炳焉の史績萬代に昭かなるべき遠野南部氏義祖長繼師行政長信政信光政光五公の如き實に實繼公の孫及び曾孫玄孫に相當すれば是れ皆其淵源を公に發し、長へに流風遺芳を承けて此精華の形つくりを成せりと謂ふを得んとす。

註 (1) 大正十三年史學會に於て發表せし日蓮宗大學教授岡教遠氏の意見に據れば、此手紙の日靜は身延の東坊日靜で京都本國寺の日靜とは同名異人の様に思はれる、當寺身延山は草創後あまりたゞぬ頃であったので學校なども完備して居らなかつたため日

静は京都や比叡山に修學して居つたが其頃の京都方面の状況を報じたものであらうと述べてある。其可否極しく信じ難きも聽くに足るべき一説となす。

(2) 乃ち攝津より山崎街道を進軍する情形、所謂アクタ河は源を丹波より發して南流し淀河に注入する攝津の芥河なるべく、仁定寺は其西北凡そ二里に當る三島郡見山村の古刹忍頂寺とす太平記には忍常寺に見ゆ

七 祖德の聿修

明徳四年南北合一の後、波木井公八代の裔政光公父祖累世勤王の遺業を承けて足利將軍に歸降するを告げず。遂に甲州の本領を棄てて天戴の知行陸奥の八戸に退隱す。其天下の威武を敵として一步の屈譲をも示さざりし剛毅果敢の態度亦是れ遠く日蓮上人の面目を憧憬するに因りて得られし一影響と見らるべし。此際久遠寺の僧日崇師といへるを伴ひ到りて一寺を創し、遠光山身照寺と號し時の身延山七世の貫主日叡師入山應永七年示寂す太平記には。を勤請開山に推せり。而かも傳ふる所に據れば應永元年日崇師の寂後奥州に在りて、日蓮宗布教分野尙ほ微少に屬し隨て其の繼席の住持を得るに由なく之を廢絶に歸せりといふ。(1)爾後日蓮宗門との止むなき疎隔に因りて久しく身延山との音問を中止するに及びしが、降りて南部氏の遠野に轉封せらるゝ後、延寶天和年間義長公の代、復び舊縁をたどりて之と信を通ずるの緒を啓きた

り、八戸家傳記後編に

義長代寛文六年夏久遠寺二十九世隆源院日筵上人え始めて書狀を以て音問を通じ是より以後互に書通の進返絶えず 且又貞享元年五月三十一世一圓院日脫上人より御自筆の曼陀羅一卷之を贈り給ふ在于
今又義長在江戸年號月日不知の時上人御名不知も江戸御參府谷中瑞林寺御寓居中 義長瑞林寺へ參上御太刀目錄銀馬代之を進上上人え拜謁す 上人懲懃の御會釋師檀の格に異ならず 其上上人も謝禮として義長旅亭え御見廻被下候

と見ゆ、遠野古事記に又「義長様御家系御しらべ思召立の節身延の儀御疑敷事ありて久遠寺え御尋の御書通始て被レ遣候」といへるも合考すべし 而かも未だ使者を身延に特派するの儀あらざりしを元祿十二年五月義論公病あり因りて七面山に平瘡を祈願するため 家士鳥屋部六右衛門を差遣はされしものはれ實に遠野より身延遣使の嚆矢に係かるといふ 尋て信有公の代正徳三年春久遠寺第三十四世貫主日裕師の襲職に際し 家士田中三右衛門を遣はされ 又享保四年特に音信を通ずるため家士西村吉左衛門を遣はされしが 此間の消息に就きて遠野古事記に

六右衛門、三右衛門登山の比迄御當家を實長様御子孫と斗り御承知にて御正統の御嫡家とは御存知なき故兩人の御會釋等閑に有之由 其後日裕上人より此方様御家實長様御後裔の由緒御尋の儀申來候に付 享保四年八月西村吉左衛門身延え御登らせ成され候節仰せ遣され候覺書に依り御當家を實長様御嫡流に紛れなくと御決心被成御崇敬の御志厚く被爲成御當家御代々の御俗名御法號の御書付申請御

回向の勤行仕度山被仰越候云々

と見ゆ、殊に日裕師よりの答書中に

政光殿甲州の本領所々の加増地を被差上八戸え永く御引込將軍義満公前無降參の筋誠に感賞に勝へず候此等の陰徳御末裔相續の基と愚案致され候

と特筆する如き 如何に其南朝に對する盡忠の史績が身延山を感動せしめたるかの一斑を窺ふべし 當時信有公より 晒布を日裕師に進物とせられしが其後享保七年五月家宇夫方平太夫七面山に代香として遣使せし時

聖人日裕平太夫え御咄に 先年御使者西村氏に被贈下候晒布御元祖日圓公より拜領同然と存じ徒に着捨申すべきを恐れ二十五條の袈裟に仕立て年始の勤行に斗り着し常は着申さず候袈裟に仕立て候餘りの切れを寺中老若の僧共守りに仕度と申候て細かに裁ち分け配分致候由仰せらる云云

との見聞を以て其自撰遠野古事記に掲載せり、是より永久に身延山との音信を繼續し現に身延に於て日蓮上人及び波木井公の遠忌を逆修する等に際しては當主の代香として格式ある家士を特派せらるる恒例なりき 而して寶永三年四月江戸に於て宗藩主南部信恩公に護持院火消御番を命ぜらるるに際し利勘義論公の嗣をして盛岡より軍役の人數を率む登府せしめられ 在勤約一年間に亘りしが遠野古事記に載する左の當時の逸話は亦遠野南部氏と身延山との親密關係を旁證する一面の消息を語れるものとす

御在江中御中屋敷あたごの下御本屋に御座被成候此節身延山久遠寺聖人第三十三世賀主日享上人江戸元御出府谷中の瑞林寺に御寓居に付利戦様御見舞慰懃の御出逢に御座候由其後聖人様も此方様御屋敷え御見廻被成候を御屋敷御近所にて見聞之此聖人は御城御三家様御老中の外何方えも御見廻は無之處に南部中屋藏え御出は何様の子細ぞと不審に存候由 其後此方様えの御見舞は身延山開基の大旦那波木井殿後胤八戸勘解由利戦公の通稱と申す仁護持院火消御用にてあの屋敷に詣居候故御見廻と段々世間え相知れ諸人の疑時候由

但後來一時の事情より較々簡略に從へしことなきに非ず 義顔公の代

延享三年十月二十五日 日圓尊儀實長四百五十年忌相當に候得共寒氣之時節雪國故一派之寺院路次面倒之筋就レ有レ之九月に取越法事執行被致候旨先達而以書通爲知有之候元祖日圓尊儀之法事に候之間家老共之内爲差登燒香可爲致時節に候得共近年打續候物入有之道中上下之雜費差支も有之猶又身延にて取扱も御而倒可有之存候故勝手方役馬場九右衛門爲名代用人格上下四人にて爲差登候筈家老共吟味之上申出候間任其意九月三日遠野より直々出立申付候云々八戸家傳記後編

の如き例を存するも其禮の精粗は兎に角累代香の特派の儀は必ず之を怠らざりし如し、更に八戸家傳記前後編類聚に記する左の「遠野大慈寺え建置靈屋石塔位牌之事」の一節も自ら之が影響を受けし結果を證せり

當家元祖實長 位牌

身延山久遠寺開基 輝山源公大禪定門

是は往古より當寺に有來る位牌には無之候義顔代延享三年九月廿五日實長四百五十年忌之御法事於身延山御執行被成候山久遠寺より爲御知有之に付義顔名代燒香之使者馬場九右衛門政徧同年九月三日甲州え爲差登候へ共於當寺も法華經一部讀誦之法事執行申付候其節住寺爲回向建る所之假位牌也

因に云今遠野町外愛宕松原に在る法華經題目の牌の如きも弘化三年波木井公五百五十年同の遠忌に當り家士是川梅千太代香として身延に詣りし際久遠寺第六十四世貫主日仲飾の眞筆を齋らし歸りしを願主工藤重之進捐唱して石に勒せしものにして亦兩者の修好を語るの一記念とす 又甲府に同宗の一寺あり遠光寺といふ(2) 同寺との通音も身延山と略々同時に復舊せられしもの如く泰欵雜秘抄に據れば 實暦十年庚辰二月九日八戸彌六郎相出候書付寫に 江戸表にて前々より自分通路仕來候方書上候様被仰出御目付を以申渡候處左之通云云 とある中 身延山久遠寺、甲州遠光寺の名見え 次て安永二年九月十五日より同十九日まで遠光寺開基としての遠光公五百五十遠忌に相當せしを以て 法華經百部讀誦の法事執行に付參向ありたき趣 同寺日憲師の名を以て遠野南部氏まで申し來りし由を載せある等に徵すべし

初め享保十六年十月信有公が日蓮上人の四百五十年忌に家士三上兵左衛門を身延山に參向せしめられし

時懇書を贈られたるに對する貫主日裕師の返簡に「又愚や願其地に此山末流之小庵にても爲ニ其祈禱處何とぞ取建度事と片意に時々浮出候仍て且呈^(ク)于此候」との一節見えしも竟に行ふを果さず尋て慶應の頃遠野出身の僧日信主ら日蓮宗の寺院を開創せんと企て元と遠野の南郊に在りし天台宗の伽藍九重山積善寺といへるが過去阿曾沼氏の世故ありて廢絶したるを復し改宗して中興するに意ありしも中途事は志と忤ひ遂に目的を達せずして止みしが降りて明治維新の後遠野南部家に在りて義祖師行せらるるあり是に於て信徒等一寺を建立して祖師を奉じ兼て彼の日圓上人尊像を安置せんと圖り明治二十二年上總國に在りて廢絶に屬せんとする寺號を移轉し智恩寺といひ⁽³⁾且日圓上人に因みて山號を波木井山と名づけ尙里俗呼びて北身延とも稱す⁽⁴⁾其祖徳の坐修寔に空しからずと謂ふべきなり⁽⁵⁾顧ふに是より先享保十六年に於ける信有公より日裕師に寄せられし書中に義長夙に身延登山の素願あらしも事故のため之を遂ぐる能はざりしことを述べ

往古より治日少く亂日多き事は賢知之通に御座候此太平之御代誠有難奉存候又萬々世之後戰伐之事必有間敷共難^レ圖亂世之時武家之興廢は御了察之通故其御山治亂共に無^ニ斷絕既及五百霜^ニを以相考候得ば雖^ニ百世可^ニ前知哉萬代之後末孫之者御賴に仕儀も有^レ之ば朝廷^ニの介紹等被^レ添^ニ貴虛^ニ實長由緒被^ニ思召^ニ御疎意有間敷趣貴山之御記録に被^ニ書加^ニ具蒙^ニ回章^ニは義長素願相適可^レ申候必可^レ有之事にも

無^ニ御座^ニ候得共義長志願を繼申度迄染筆仕候

と記す果然維新の變革に際會し當主彌六郎濟賢公與羽の聯盟未だ成らざるに先だち波木井公對日蓮上人の契機かりそめならざし史的因縁に鑑み茲に奥州と身延と氣脈を通じ古き先世勤王の偉烈を經とし日蓮主義の安國要諦を緯とし大に反正の策議を盡さんと企畫を運らせし如きは所謂其祖先の遺徳を顯彰する所以の一義に於て克く貫徹する所ありしに幾し事の成否に至りては素より問ふべき限に非ざるなり

〔附記〕

明治二年七月遠野南部氏の家士新田藏之丞、佐郷谷昌藏、高橋司、淺井猪太郎、新里善平五氏の名を以て「主家祖先共の烈忠苦節、霸府權勢之内は雖^ニ千歳無^ニ所^レ伸今日之昭代に相著不^レ申候ては永世涙^レ拜^ニ天日^ニ之期有之間敷臣子之身に取候ては血泣之外無御座云云との趣旨に基づき京都當路の紳縉五辻彈正大弼及び坊城左少將辨、坊城右大辨を經所謂朝臣勤王の訴願を朝廷に捧呈する所ありしに際し當時の身延山久遠寺第七十世貫主止妙院日祥師亦累ねて共鳴を深くし之に添へて左の陳情を爲すに及びき但日祥師既に八十四歳の高齢なりしが故に駿府役寺一真院感應寺住持日治師名代として出京周旋に努めたりといふ遠野南部氏對身延山の親密關係是に至りて終始ありと謂ふべし

謹奉哀訴歎願候

甲斐國身延久遠寺臣僧日祥奉言上候拙山之儀者往昔南部六郎實長寄附之地にして六百年來傳燈舊住仕候漸々達天朝紫衣參内之蒙勅許御代々天皇御即位之砌者御撫物遙に山中え爲降給一七箇日之間玉體安統難有奉感佩候然るに去春朝政御一新之義被爲仰出候に付國不奉威服者一人も無御座候于茲拙山之開基檀越南部彌六郎尉義者開基波木井六郎實長之苗裔中昔南朝之舊臣にして領知を奥州に賜てより已來遠野に居住仕候事者舊記別紙に御座候去辰年より當今に至迄互に嘉例の音問も相絶候依之飛札を以て奥地え問訊仕候所彼主從一同苦心配慮之折柄幸便之時を喜悦仕歎訴之一條を使僧え被依托候に付山徒一同驚動仕不顧恐奉言上候彼主從今般王政第一新之嘉時を奉歎躍元弘建武之昔日を欣慕し何卒朝臣勤王之心願成就仕度候段南部彌六郎主從依賴拙山奉達天朝事を懇願し積年の鬱を開發せん事を愁訴哀歎仕候義者別紙に委悉仕候國事之義者縉林山僧之關係仕候義にては無御座候得共拙山殆ど六百年來數多之山徒安住仕法水永く諸國に流通し世に宗門之祖山と被稱候事者全く南部家祖先之篤信功業之恩澤に御座候今般彼主從朝臣勤王之宿願愁訴哀歎之事情を傍観するに不堪恐多も階下奉畏縮候尤甲奥遙に道隔たり遠境之山中具に亘細見聞糺明する事不能候得共前條奉言上候彼家祖先之由緒年々嘉例之芳間等六百年來相續仕來候由來を以官府え奉言上候何卒寛大之御憐憫を以前件別紙之條々被三聞食爲分彼家主從懇願を御許容被下置候者難有奉存上候此段幾重にも奉哀訴歎願候誠恐誠惶頓首謹言

明治二己巳年七月

甲斐國身延久遠寺　日　祥

- 註**
- (1) 八戸家系傳記に 傳曰政光甲州より引退候節身延山久遠寺弟子日崇と申出家召連下向仕於八戸一寺を建立致し遠光山身照寺と號し寺領等附置候處三ヶ年過右之出家遷化仕候得ども諸國疊敷時節故身延山え後住の出家呼申通路成兼慶寺に罷成候　と見ゆ
 - * 按するに日崇師の遷化に因り義祖以來歷代歸依の關係淺からざりし日蓮宗門の菩提寺を輕しく廢絶せしめしとは疑はし　殊に八戸家傳記前後編類聚に據れば「當家九代左近將監長經の嗣子修理亮光經應永中秋田歸陣の以後長經於八戸新寺草創　曹洞宗の沙門正珍和尚を開山の始祖とし當家の菩提所と定む、と見ゆれば少くも此際の改宗まで約十餘年間は無名の住持ながらも身照寺の持續せられしならんと信すべき理由あり　而して其菩提所更替の隠れたる動機には、日蓮・曹洞二宗の間に蟠れる勢力暗闘の裏面を物語るものあるに似たり　姑く記して後攷を待つ
 - (2) 篤馬家訓に曰く　傳云南部光行公御父遠光公御卒去之後御舍兄長清公と譲て一字の菩提所を造立し遠光寺と號す　と而して之に附けて　遠光公の時は未だ法華宗も無之時代なり今は身延山の末寺にて法華宗なりとぞ　といへり、乃ち元と禪院なりしを日蓮上人の時改宗せしなり
 - (3) 智恩寺は夷隅郡都田村に在りて寛永三年二月の草創、もと大台宗に屬し玄葉律師を開山とす
 - (4) 荒居榮壽師其住持第一世たり
 - (5) 大正二年二月舊遠野家士及川忠兵傳家の古柏一本を日圓上人の賣前に献じ以て儀仗に代ふ　榦は長一丈穗先四寸六分　三角赤水とし銘に山城守藤原國重作とあり　而して柄には　奉納爲波木井實長法寂院日圓上人位障大覺證大菩提者也大正二年癸丑二月舊臣及川忠兵謹拜　と刻記せり

甲斐の駒

由來甲斐國は古るく黒駒の歴史を有し殊に波木井公の所領の一なる御牧は其名の如く馬牧の址なりけんこと明かにて 文永弘安の頃に在りても尙ほ産馬の名残を留め 兹に日蓮上人遺愛の駒馬を出だすの趣味ある物語を胚胎しき 「高祖性有三支遁之癖 每事ニ相馬 今茲弘安三年檀趣波木井氏爲ノ之構ニ既於草庵之傍」駒馬及御者更ニ相役矣本化別頭 高頭傳 とは沿く人の知れる所なるが、更に弘安五年日蓮上人が微恙を常陸の湯に養はれんとするに意あるや 折しも波木井公よりは栗毛に舍人を添へてはなむけとせられたりしかば九月八日此愛馬に乗じて身延を出發し 同十八日武藏の池上郷へ著せらる 翌日直ちに手書を認めて消息を波木井公に寄せられし中 件の愛馬に就きて左の一節見ゆ

又くりかけの御馬は あまりをもしろく 栗鹿毛 面白 をぼへ候程に いつまでもうしなふまじく候 失覺 ひたちの湯へひかせ候はんと思候が 引取 もし人にもぞとられ候はん 又そのほ外 かいたはしくをぼへば ゆよりかへり候はんほど 上總 藤原 かづさのもばら殿もとに 預 あづけをきたてまつるべく候に 舍人 しらぬとねりをつけて候ては 登東 をぼつかなくをぼへ候 存知 まかりかへり候はんまで 此とねりをつけをき候はんとぞんじ候 そのやうを御ぞんちのために申候波木井殿御報

所謂「自身の病苦を厭はず偏に一匹の馬を慈む情たとしへなく貴からずや」高山柳牛全集 てふ偉人に對する景仰今更に切なるを覺ゆるものあり、さて書中に謂へる上總の藤原の殿とは、同國長生郡元長柄郡 茂原町に在る身延山久遠寺に屬する一派の本山格なる 舊稱常樂山妙光寺即ち今の常在山藤原寺の前身に因める地の郷士齊藤氏を指ししにて 寺傳に據れば建長五年日蓮上人ここに近き水上村の天台宗に屬する大悲山笠森寺の觀音堂に參籠すること滿七日偶々「袖にそふ、涙の雨に ねれじとて けふ笠森を たづね來にけり」との詠歌あり、時に茂原の郷士齊藤遠江守兼綱並に附近墨田の郷士高橋五郎時光等上人に歸依し、兼綱の邸内に草庵を作り法華の大法を頂受す所謂根本庵是れなり 建治二年十一月改めて一寺と爲し常樂山妙光寺と號し 宛も日向師は茂原の出なるを以て身延と共に當寺を兼職すること三十年 大小の會式身延に準じ因りて一に東身延の稱あり

此際齊藤兼綱亦薙髮して常在院日朝と號し、又高橋時光も其邸を精舎に改め底谷山妙源寺と名づけ自ら常蓮院日得と號す 故に妙光寺と妙源寺とは兩山一寺の關係ありとせらる

現に同寺實什の隨一たる宗祖十界の大曼陀羅の如きは 大覺世尊入滅後二千二百二十余年之間雖有經文一回浮提之内未有大曼陀羅也有意之人察之 日蓮 文永十一年太保 甲戌七月廿五日甲斐國波木井郷於山中圖之と附記しあり 實に其尤も會心の時に成されし會心の筆なるを想はしむ 然るに日向師の繼席たりし出羽公日秀師嘗て京都より致し書柬に 常在山藤原寺と署せしより此名を以て遠近に聞ゆることと

なれる由にて 藻原といへるは茂原の古き字形とす あり後醍醐天皇より榮衣勅許を賜ふと傳ふ^{日秀師亦夙に建武中興の大業に貢献する所}而して近年まで同寺境内に其愛馬を繫ぎし史績を語れる駒繫松といへるを存したりしが可惜枯死せりとぞ
日蓮上人は越て十月十三日病俄に革みて池上に入滅せられしなれば 愛馬は空しく此處のかたみと爲り了れるものなるが 舎人丸薩摩守といへるは永く馬を護りて土著の人と爲りける由にて 現に藻原寺に近く丸氏を稱する舊家あり 家に當時の鞍を傳藏しつつありたるを故ありて藻原寺の什寶に歸するに至れり、一見するに古雅の掬すべきのみならず其手綱に藁繩を用ひし如き 中世質素の風尚ほ今之懦夫を諷するに足るものあるも波木井公と日蓮上人との餘光より與へらるる間接なる活ける教訓となす

餘志 其二

片角振

本化別頭高祖傳に云「弘安三年丁丑一婦人あり奉仕供給す 年二八ばかり容粧甚だ雅なり、檀越波木井氏來り訪ひ偶爾として之を見心に疑惑を懷く 高祖之を知りて婦女に告げて曰く汝本形に復せんか 答へて曰く 一滴水を得ば可なりと 高祖侍者に命じて花瓶を執りて之を授く 婦女瓶水を承け忽ち毒蛇と作る長け一丈餘 花瓶を纏繞す 首を矯げ舌を吐く甚だ怖畏すべし 波木井氏疑水渙然蹙渴益ミ至り乃ち畫工をして圖せしめ寺鎮と爲す、婦女更に形を復して曰く 我師親しく塔中の別命を受けて末法の

導師と爲り妾も亦佛勅を蒙りて護法の神と爲り 永く此山をして水火兵革の難あるながらしめん 其一乘を信受して無上菩提に向ることあらん者には其所願をして皆如意吉祥あるを得せしめんと誓ひ已みて去る 其垂迹の地は身延の西春氣川の上に在り最も高し鬼門の一方を閉ぢて七面を開く故に七面山と名づく」と而して遠野古來の傳承に據れば 其蛇形を現はせる時頭上に兩角を生じたりしが女身に復する際忽ち脱落しぬ 乃ち記念として一を日蓮上人の許に、一を波木井公の手に留め片角様^{カタツノ}と稱す といふ、現に遠野南部家に在りて龕に納めて安置し且當時の花瓶といふものを付寶とす

七面山に就きて古來多くの神秘なる説話を存す 或は曰く原と七面山に七所の靈池あり 而かも未だ曾て悉く之を目撃せし人あらず 若し其七ヶ目の靈池を見ることあれば必ず失明の冥罰を受くべし たゞ六老僧の一人日朗師と第十一世貫主日朝師とのみ特に探討を遂げしといふも 日朝師の一朝盲目と爲りしは之に因れりと 而して靈池の神話中尤も古意を存する形として聽くべきものに左の一齣ありといふ

信州邊の木樵が或る時山深く這入つてツイ路を取違ひ行けども元の逕へ出ないで 段々と奥深く入り込み終に或る池のほとりへ出た 其池は周圍約一里程もあらうといふ池ていかにも清冽な水が満々と湛え澄み渡つて居る 其木樵は一先づ此池の畔で休んで方角や路のことを考へて居た、すると大層佳い香がして來たから何であらうと氣をつけて見たら 一面紫色の奇麗な草花が咲いて居た

、其花の香である 外には何の草もなくたゞ此美しい草花ばかりが池の周圍に咲き亂れて居る こんな深山で誰も住んで居る筈がないのにあたりは尋て掃いた様に塵一つない なんといふきれいなことかな と感心して不思議に思ひながら 其の香のする紫の花を一つ摘んで頻りに其芳香を嗅いで捻り廻した 花片を何氣なく池へ投げ棄てた 其の花片の浮いた水の所に小やかな波紋が起つた 波紋が次第に擴がつて大きくなつて行く 大きくなるに連れ波が高くなる、ハテ不思議な事があるものだと思つて見て居ると 其擴大して行く波紋が一尺から二尺 三尺五尺となり二間三間と擴がり果ては一丁二丁と大圓を描いて行く 波は段々高くなつて其音がゴウ／＼と鳴り凄い音をたてて 一丈二丈の逆浪となつた 木樵は膽を消し怖れ驚き いかせんとためらふ裡 其最後の渦巻の大濤が勢立つて天に冲する光景 龍巻といふものに似て物すごく 只見る一條の大なる黒柱 池と天とをつなぐかと思ふ程に 俄に一天かき雲り墨を流せし鳥羽玉の闇の中、閃々としてひらめき亘る電の光 折から震動雷電して大雨車軸の如く 雲間にひらくと見えるは金色まばゆき蛇體の龍 木樵は見るより身も世もあられず ひたすらに我を忘れて逃れ出て山根岩角の嫌ひなく、ひた走りに走りて どこともなく遁げに遁げ走りて とある木樵路を得てホツと一息 命からく夜となく日となく彷徨ひ歩いて幾日かの後に辛く吾が住む郷を尋ねあてて歸り着いたといふ 其時に件の木樵が手にせるマサカリを其池の畔に置いて來たから柄は朽ちても斧は残つて居る筈 其の斧の磨片のあるところが蓋し七ツ目

の池であらうといふ話(1)

想ふに本文の奇蹟は叙上の古るき説話に基づきて 更に其龍蛇を神格化せしめ 尚ほ之を日蓮上人と波木井公との幽契に結びつけんがため爾かく換骨脱體の潤色を加へられしものなるべし

又曰く 日蓮上人の靈威に關して他に之と同一類型の奇蹟を傳へらるるものあり 文應年間日蓮上人の下總に巡錫し檀越富木氏が若宮の館に法華堂を營み法筵を開ける折 此處より一里許り距る千足村の人なりとて年闊たる婦人日に日に來りて聴聞し或日我が法名と本尊とを請ふ 上人乃ち本尊を認め且法名を妙正と與へ給へしに婦人喜び歸りしが其郷人茲に數多居たれども 件の婦人を見知らずとて恠み纏て其後をしたひ覗ひけるに千足なる池に入りて見えずなり本尊は池邊の櫻枝に懸りて在りき こは奇異の事なりとて祠を建て妙正大明神と崇め 後に姥神として疱瘡の守護神と仰がるといへる如き即ち是れなり、而して元と遠野氏が祈願所たりし東善寺の境内に在りし疱瘡神は「直榮様御代御子孫方爲御祈禱御勧請」遠野古事記 との由緒ある叢祠なりしが、其神體は木製の女神像なりしと傳へらるゝ蓋し日蓮上人に對する信仰の餘波彼の姥神の分靈を遷祀せしものに非じか

いつの頃より傳ひ初めん、正月十六日即小正月の縁喜として遠野南部家にて、件の片角様を特に仲間頭の手に貸し渡さるる例あり、さて彼等は威儀をいかめしく繕ひ之を擁持して 我が主家⁽²⁾の大玄關にものごひ「彌六郎は在邸か身延より參向したり 案内を頼む」と聲高に呼びりつゝ物凄き身振ひの様をふる

まひ執事の役人より よしなに應對し相當の祝儀を取らすることなりしが 所謂我儘勝手の御免にて
或は平素上司に不平の事あれば此機會にかこつけて其秕政の數々を忌憚なく摘發し、祝儀の増額に漸く
指彈の銳鋒を和らぐるを得たりきとぞ⁽³⁾、彼の下總千葉町の南郊なる千葉寺といへるは、行基菩薩の草
創と傳へ降りて武家時代に千葉氏の歸依厚かりし所なるが相馬日記に 千葉笑とて年ごと師走の晦日の
夜 里人この寺に寄り集ひ各々面おほひして地頭村長などの邪曲事より始め人のよからぬ舉動どもをあ
げつらひ罵り合ふことありといへり 是は人々の懈りを諫むるわざなれば 筑波嶺の耀歌會などには
いとくまされる風俗と謂ふべし と見え本朝俗諺志 地理志 料所引にも 千葉氏時 每歲期日 會庶民千葉寺
令恣談笑吏人賢否得失 號曰千葉笑 吏人慚之 常飭其行云 と載するたぐの民衆制裁と、其根源の
汲流蓋し揆を一にするものあるべし、而かも之を以て日蓮上人の靈威を代表する片角振に假託したるに
至りては古人の用意徒爾ならざりしものあるを認む⁽⁴⁾

註 (1) 天業民報第三一號田中智學氏の身延に登りて の一節に據る

(2) 遠野南部氏は近古以來宗藩家老の上班に列し盛岡城下に常住せり

(3) 片角様は主家の大玄闕のみならず 順次家老職より御物頭御勘定方等の家々を廻りて 前年の失政を數へて罵り苦行を裏む
其の罵るや何物をも憚かるなく擁持の片角様荒ららかに身を振ふ 片角振の名因りて起れるなり 諸人等しく之を懼れ上下の
司皆行を慎めりといふ

(4) 後世流野に於て 片角様は安産保護の靈験ありと信ぜられ 時に孕婦は之に參拜して徐に其角を撫じ 捧ぐる所の洗米を載き

歸りて護符とする風行はれき、是れ亦日蓮上人に對して古來安産救護の奇蹟を以て傳へらる江戸谷中の瑞林寺なる 飯匙の
尊像を初めとし 武州新曾妙顯寺なる子安曼陀羅及び甲州相模なる正右衛門の妻に授けられたる護符等に聯想したりし信仰上
の類化にやあらん

餘 志 其三

日 信 比 丘

波木井公對日蓮上人の心事を祖述し單純なる宗教の形式以外に於て 其真髓を邦家經綸の上に發揮せん
と試みたりしは日信師の如き實に有爲の一人たるを失はざるべし 借問す日信師とは何人ぞ
日信師 幼名を武次郎といひ 後に融記と改め伯翁と號す 遠野南部氏の家士杉岡政常の次子とし文政
五年を以て生れ 出でて新田氏を冒せり 稍々長じて學を家士澤里哲齋に受け兼て武技に長じ和歌及び
書畫を巧にし 才藻涌くが如く筆路の自在なること恰も行雲流水に似たりと稱せらる 壮にして鵬遊の
志を抱き家を養子に譲り身を佛門に歸して郷を辭し 仙臺に於ける日蓮宗の巨刹孝勝寺に足を駐むるこ
と約年餘 専ら同宗の教法を修めて造詣あり 自ら法名を日信と呼び賣卜を以て路資に充て 關の東西
より北蝦の邊境に至るまで足跡徧からざるなく 競に下總の中山法華經寺に留まりて更に宗門の奥義を
究むること數年 立正安國論註解を撰述す 時に安政四年齡三十六歳とす 後駿州に入り富士の大石寺

に赴きて大に法論を開はせり　會す尊攘の説勃興し志士の奔走漸く繁し　日信師亦氣慨あり　奮然去りて西遊し京都に到り征光寺に住して大僧正に陞る

此際の逸事なるべし　一日村雲御所に伺候せしに　水中の火　といふ題にて歌よめと仰せありければ　日信取敢へず

夏川や　鶴舟の籌影させは

波の底にも火はもゆるなり

と詠みて奉りしに御感一入なりきと傳ふ

特に山階宮の密旨を奉じ奥羽諸藩の動靜を探る　日信師夙に領主遠野南部氏が名門の流を以てして陪臣に降れるを慨き兼て此機を以て一藩に列せしめんと企てり　既にして幕府勤王を唱ふる者を忌み逮捕正に急なり　慶應三年十二月實相院宮院代と稱して奥州に下り遠野に來るに方り事本藩に聞え　囚はれて盛岡の獄に繋がれ鞠訊數次辯疎大に冤を訴へ往々決せず當時の琴間に對して辯疏せる所を手記せるものに日信御答書あり　既にして明治維新となるや赦に遇ひて還る　時に感懷の作に曰へらく

玉錦あたにぬるかと思はれて

かへるもつらき雪のふるさと

憶ふに日蓮上人が身延に退隱の後「但本國にいたりて　今一度父母の　はか墓をもみんとをもへども　に

しきをきて故郷へはかへれといふ事は　内外のをきてなり　させる面目もなくして　本國へいたりなば不孝の者にてあらんすらん」光日房　御書　と宣はせし述懐と照應し、其切實なる心事を洞察するに足る　初め遠野の南郊なる九重山積善寺天台宗の古趾を復興し、日蓮宗の一寺を開創せんとするに意ありしが、爰に至り事は志と違ひ亦所期の目的を達せずして止めり　歸郷の後自ら歎じて曰く、殘軀何をか爲さんと悠遊自適以て身を終へり　實に日蓮上人の所謂「此身を法華經にかうるは　石に金をかへ　糞に米をかうるなり」種々御振　舞御書　との闇提を自覺せし一人とす　明治七年十一月寂　壽五十三　佛諡を經應院義光日信比丘といふ　對泉院の塋域に葬る　日信嘗て波木井公衣冠束帶の畫像を筆し家に秘藏す　能く公の真髓を得する人の手によりて斯像を作らる　故に神采奕々として鬚眉動かんとするの概あり　憶造に出づると雖も寧ろ其形而上の風格を寫し得て遺憾なきに幾し

吾家元是勤王裔 回首中原豺虎驕
思賜寶刀傳在匣 帶之何日報天朝
志業經年未得舒 都門留帶意如何
平生欽慕先公烈 淚下南朝恩賜書

傳云前者ハ文久年代十一歳頃後者ハ明治二年頃ノ作

(遠野史叢第七編)

既刊 遠野史叢 目次

- 第一編 猿ヶ石流域に於ける上代の發展 大正十年 絶本
- 第二編 編外 綾織越前 大正十一年
- 第三編 惡路王とは何物ぞ 大正十一年
- 第四編 編外 金剛集裏書に顯はるゝ遠野南部氏勤王之逸事 大正十二年
- 第五編 遠野に於ける維新以前の教育及學藝 大正十三年
- 第六編 猿ヶ石川流域に於ける不地震地 大正十四年
- 第七編 遠野に於ける公衆浴場 大正十五年
- 第八編 過去の遠野 絶本
- 第九編 波木井公對日蓮上人の史的關係 昭和三年

昭和三年十一月八日印刷

昭和三年十二月拾日發行

(印刷實費金六拾錢)

送 料 四 拾 錢

著作兼發行者

伊能先生
念鄉土學會

右代表者

鈴木重男

印刷者

熊谷弘藏

盛岡市紺屋町二十一番戶

盛岡市加賀野新小路一七

印刷所

巖手活版所

岩手縣盛岡市加賀野新小路一七

發行所

伊能先生
念鄉土學會假事務所

岩手縣盛岡市肴町

發賣所

東山堂書店

振替口座仙臺六二八七番

397
185

終

